

『開発許可制度の手引【令和5年4月1日改訂版】』修正箇所一覧

頁数（手引き）		修正箇所	修正内容
現行 R4.4.1版	改訂後 R5.4.1版		
全般	全般	■日付	■「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。
前書き	前書き	■「1 経緯」	■1.-11行目「なお、今回発行の手引きには、令和4年4月1日から施行される『都市再生～』⇒「なお、手引きには、令和4年4月1日に施行された『都市再生～』」へ修正する
13	13	■法第二十九条	■法第二十九条を太字へ修正する
14	14	■令第二十条	■令第二十条を太字へ修正する
18	18	■規則第六十条	■規則第六十条を太字へ修正する
19	19	■2（1）表中 準都市計画区域	■表中6行目 『～開発区域の面積が～』⇒『～開発区域が～』へ修正する
19	19	■2（2）	■3行目 『～A－農業、B－林業、C－漁業～』⇒『～A－農業、林業、B－漁業～』へ修正する
25	25	■3表中 準都市計画区域	■表中6行目 『～開発区域の面積が～』⇒『～開発区域が～』へ修正する
25	25	■3（表－1）市街化区域の場合	■面積に係る表現を『0.1ha』⇒『1,000㎡（0.1ha）』へ修正する
26	26	■3（表－3）非線引き都市計画区域及び準都市計画区域の場合	■面積に係る表現を『0.3ha』⇒『3,000㎡（0.3ha）』へ修正する
27	27	■1表中 法第三十三条	■1表中 法第三十三条の前行に『（開発許可の基準）』を追記する
35	35	■太枠表中 2	■太枠表中の2の文末 『（図9）』⇒『（図－9）』へ修正する
48	48	■表－11 公園等の開発規模別区分	■「住宅系以外の開発」の「5ha以上20ha未満」及び「20ha以上」の欄に規則21条の内容を表示する※表の修正
51	51	■令第二十八条	■8表中 令第二十八条の前行に『（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）』を追記する
67	67	■令第二十三条の二	■令第二十三条の二を太字へ修正する
83	83	■法第三十四条 ■令第二十九条の七	■法第三十四条、令第二十九条の七を太字へ修正する
90	90	■県規則第三条 ■県規則第四条 ■県規則第五条	■県規則第三条、県規則第四条、県規則第五条を太字へ修正する
112	112	■基準6－1 特定流通業務施設 1	■第1項 1行目 『～第4条第2項に規定する認定総合効率化計画～』⇒『～第5条第2項に規定する認定総合効率化計画～』へ修正する
118	118	■基準14 災害移転 1（5）	■第1項（5）『～前記（1）から（5）までと同等と～』⇒『～前記（1）から（4）までと同等と～』へ修正する
122	122	■基準99 その他	■1行目 『基準1から20に該当しない～』⇒『基準1から21に該当しない』へ修正する
174	174	■法第四十一条	■法第四十一条を太字へ修正する
192	192	■Ⅲ 改正年月日	■Ⅲ 改正年月日 「ネ 令和5年4月1日改正」を追記する
192	197	■（新設）問25	■「問25 家屋倒壊等氾濫想定区域を含む想定浸水深3m未満の開発許可について」を追加する
197	197	■20.問5	■問5 『既存権利の基づき～』⇒『既存権利の届出に基づき～』へ修正する
234	234	■17問1	■1行目 『～取扱い（提案基準4の1）について～』⇒『～取扱い（提案基準4、条例第3条第5号）について～』へ修正する
-	238 ※以降の頁は 繰り下げ対応	■開発許可制度質疑応答集	■質疑応答集に以下を追加 『問25 「家屋倒壊等氾濫想定区域」を含む想定浸水深3m未満の敷地の開発許可は可能か。 答 想定浸水深が3m未満であるため、家屋倒壊等氾濫想定区域を含む敷地であっても、開発許可要件を満たすものであれば、従来どおりの許可が可能である。（家屋倒壊等氾濫想定区域であることに対する浸水等対策は不要）』